

「ISO/IEC 17025:2017の発行に伴う計量法校正事業者登録制度[JCSS及び国際MRA対応JCSS]の認定センター(IAJapan)の認定移行方針について(案)」にかかるご意見と回答について

No.	ご意見	回答
1	<p>2. (3) 5行目には、「なお、登録事業者の記載事項変更届の提出期限は、平成29(2017)年11月1日から平成30(2018)年10月31日までとします。」となっておりますが、4. (1) 8行目には、「既登録・認定事業者におかれましては、現地審査(検査)又は立入検査までにISO/IEC 17025:2017を基準としたマネジメントシステムを再構築して下さい。」とあります。矛盾している内容と思えますが、既登録・認定事業者はいつまでに、ISO/IEC 17025:2017を基準としたマネジメントシステムを再構築し、記載事項変更届を提出すればよろしいのでしょうか?</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>既登録・認定事業者様におかれましては、ISO/IEC17025:2017を基準としたマネジメントシステムを構築し、ISO/IEC17025:2017の発行後1年以内に記載事項変更届の提出をお願いするものです。</p> <p>4. (1)では留意点として、マネジメントシステムの再構築を記載しておりますが、ご指摘のとおり、マネジメントシステムの再構築期限について、誤解を招く記述ですので、4. (1)の「既登録・認定事業者におかれましては、現地審査(検査)又は立入検査までにISO/IEC 17025:2017を基準としたマネジメントシステムを再構築して下さい。」の記述は削除致します。</p>
2	<p>既登録・認定事業者の移行申請にあたって「記載事項変更届の提出」と「定期検査申込書の受け付け」の2つの要件が記載されているように見えます。両方が必要なのか、一方で良いのかを明記戴いた方が受け取り側は分かり易いと思えます。(最後の移行スケジュールには変更届について記載されていません)</p> <p>「JCSS 登録の一般要求事項(JGRP21)」の改訂版が公開されていない状況で、既登録・認定事業者がご提案のスケジュールの中で準備完了できるか不安になると思えます。そのガイド情報があつた方が良いと思えます。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>計量法施行規則第91条5号に定める「計量法の校正等の実施の方法を定めた書類」の記載事項を変更したときに「記載事項変更届」を提出いただくこと、および、認定事業者様に定期検査を受審していただくことは、現状でも要求している事項ですので、移行方針には明記していません。</p> <p>既登録・認定事業者様に対しては、ISO/IEC 17025:2017の説明会を実施し、情報提供に努めて参ります。</p>
3	<p>弊社は既登録の認定事業者です。17025:2017に対応した記載事項変更届の期限2018/10/31の変更を希望します。</p> <p>移行期限内における弊社の定期検査等のタイミングは2018/9、2020/9です。これらの申込のタイミングは2018/3、2020/3となります。移行準備期間を考えると2020/9のタイミングでの移行検査となります。このため2020/3の申込時に記載事項変更届を提出するのが希望です。または移行検査のために一年程度の運用実績が必要な場合は、移行期限(移行検</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ISO/IEC 17025:2017を基準としたマネジメントシステムの構築期限については、公平性の観点から、登録の有効期限にかかわらず、一律でISO/IEC 17025:2017発行後1年としていますので、ご理解下さるようお願い致します。</p> <p>なお移行審査において、新しい規格での一年程度の運用実績を求める予定はございませんが、現地審査までには改正規格による臨時の内部監査やマネジメント</p>

	<p>査)の一年前を期限としていただくよう希望いたします。以上、ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>レビューを実施されておくことをお勧めします。</p>
4	<p>2/4 ページ (3) 既登録・認定事業者に係る移行について</p> <p>記載事項変更届の提出期限を平成 29(2017)年 11 月 1 日から平成 31(2019)年 10 月 31 日までの 2 年間としていただきたく要望いたします。ISO/IEC 17025:2017 が発行された後にマネジメントシステムの構築が具体化していきますが、ある程度の期間の運用実績に対して内部監査やマネジメントレビューを実施し、その結果をフィードバックさせる必要があると考えています。記載事項変更届の提出期限が 1 年間では適切なマネジメントシステムを構築するために十分な運用実績が確保できない可能性があります。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>今回、移行期間までに認定内容を新規格に適合させ、以後は全ての既登録・認定事業者様が新しい規格に適合した校正証明書を発行できることが求められております。このため、現在約260ある既登録・認定事業者様の移行審査の全体的実施を考慮したスケジュールとなっておりますので、ご理解下さるようお願い致します。</p>
5	<p>① 2. 認定センター (IAJapan) 移行方針 (3) 既登録・認定事業者に係る移行について</p> <p>既登録・認定事業者における新しい国際規格に整合するための確認と改正の作業について、『下記の期間中に作業を完了させ』とあるが、『下記』が何を指しているのかが分かりにくい(恐らく、平成 29(2017)年 11 月 1 日から平成 30(2018)年 10 月 31 日を指しているものと思うが、これは「作業の期限」ではなく、「提出期限」であるため、混乱する)。</p> <p>②既登録・認定事業者が、対外的に ISO/IEC 17025 : 2017 への適合宣言ができるのは、新しい国際規格に整合するための確認と改正の作業を行ない、記載事項変更届を提出した直後なのか、ISO/IEC 17025:2017 を登録基準又は認定基準として適合状況を、登録(更新)審査等により確認を受けた後なのか不明確である。なお、校正証明書等において、ISO/IEC 17025 : 2005 へ適合している旨の記載をしているケースが多いため、ISO/IEC 17025 : 2017 について適合宣言ができるのはいつの時点となるのか明示していただきたい。</p> <p>③既登録・認定事業者が、2018 年 4 月 30</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>①ご指摘のとおり、混乱を招きますので、『下記の期間中に作業を完了させ』の記述を削除致します。</p> <p>②認定機関がISO/IEC 17025:2017への適合状況の確認完了日は、新たな認定証の交付日となりますので、対外的な適合宣言は交付日以降として下さい。</p> <p>③審査基準が異なるため、範囲拡大等の申請前に実施したISO/IEC 17025:2005の審査・検査結果により、省略した審査はできません。</p>

	<p>日以降に範囲拡大等により新規申請を行なうケースにおいて、当該申請に係るシステム審査は ISO/IEC 17025 : 2017 で受審する必要があるか、それともその後の既登録・認定範囲における登録更新申請に係るシステム審査を 2020 年 10 月 31 日までに受審する予定が明確である場合、当該新規申請における ISO/IEC 17025 : 2017 でのシステム審査は省略されるのか不明確である。</p>	
6	<p>この度の意見募集にあたり、問い合わせと要望が混じったコメントを送らせて頂きます。 貴機構による、ASG101-06 : 【JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025 (IDT)) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項の理解のために 一試験所・校正機関及び認定審査員のための解説一】の ISO/IEC 17025:2017 版の発行予定日を提示願います。</p> <p>ISO/IEC 17025:2017 が発行後、これに対応した品質マニュアルの改訂及びMS運用、校正業務を実施した上で、2017 年 11 月 01 日～2018 年 10 月 31 日迄に登録事業者の記載事項変更届を提出が記されています。しかし、国内の事業者の実働では、“ISO/IEC 17025:2017”が“JIS Q17025”として日本語化され、更に JCSS 特有の“JIS Q17025”の記載とは異なる対応が必要な事項について、貴機構の公式見解・運用方針が記載された上記、ASG101-06 が発行されてからスタートするものと捉えます。1 年間の期限を定められるならば、その始点は上記、ASG101-06 の改訂版が発行された後ではないのでしょうか？ 又は、ISO/IEC 17025:2017 の原文、計量法、貴機構による手引き・適用指針等を熟知した上で、各事業者が自己責任で判断するもので、上記、ASG101-06 は不要とされるのでしょうか？</p> <p>以上、宜しく御検討を御願い致します。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>「JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025 (IDT)) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項の理解のために 一試験所・校正機関及び認定審査員のための解説 (ASG101)」については、現在検討を進めております。</p> <p>またASG101は事業者様及び審査員の理解を助けるものであり、審査・検査において必須となる文書ではありません。</p>
7	<p>文書中の 2. 認定センター (IAJapan) 移行方針の (3) 既登録・認定事業者に係る移行について『登録事業者の記載事項変更届の提出期限は、平成 29 (2017) 年 11 月 1 日から平成 30 (2018) 年 10 月 31 日までとします。』</p> <p>1) 11 月 1 日からとありますが未だ基準</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>計量法で規定された登録・認定の基準は JIS Q 17025 ではなく ISO/IEC 17025 ですので、ご理解下さるようお願い致します。</p> <p>意見募集フォームへの入力ではご面倒</p>

	<p>となる JIS 発行されていない段階を期限に算入するのは、おかしいのではないのでしょうか。</p> <p>2) 提出期限についても平成 30 年 10 月 31 日までとありますが基準が決まってない段階で期限を定めるのはどうかと思います。</p> <p>3) 上記 1), 2) の他の項目以外にも日本語の基準 (JIS が出ていない) がはっきりしない段階での期限の設定はおかしいのではないのでしょうか。</p> <p>4) 意見提出様式に『 件名: 【文書番号】 文書名称の制定 (又は改正) 』とあります。お問い合わせフォームの件名欄に文書名を入れると『件名は 50 文字以内で入力してください。』と注意が出ます。システム上の制限かと思いますが、文書名が長すぎるのではないのでしょうか。意見はいらないということでしょうか。制限に収まるように簡潔に (多くとも 50 文字以内) してください。 または・どうしても長くなる場合は (条件の 50 文字に無理な場合は) 略称を付ける等の配慮が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>をかけ申し訳ありません。今後は文書名が長い場合は略称を付けるよう配慮致します。</p>
8	<p>ISO/IEC17025:2005 を基準とした申請期限について、2. (2) では平成 30 (2018) 年 4 月 30 日ですが、3. では平成 30 (2018) 年 10 月 31 日となっています。どちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ISO/IEC17025:2005 を基準とした申請期限は平成 30 (2018) 年 4 月 30 日と考えております。「3. 移行スケジュール」の記述を訂正致します。</p>